

令和6年度「とっとり産業未来フェス」企画運営業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度「とっとり産業未来フェス」企画運営業務（以下「本業務」という。）

2 業務概要

鳥取県内外の優れた技術・製品等を広く情報発信し、企業・県民が価値を共有することで、共創による新事業展開や、中長期的な視点で若者の鳥取県内定着につなげていけるよう、ものづくり・IT 先端技術・音楽アート等を融合した新たな総合産業発信イベントとして、「とっとり産業未来フェス」（以下「フェス」という。）を開催する。

3 期日、場所

(1) 期日 令和7年2月7日（金）～2月8日（土）

(2) 場所 米子コンベンションセンター（米子市末広町294）

多目的ホール、情報プラザ、第3、4会議室

※ただし、多目的ホール以外の空間については同日に他団体の利用予定があるため音や匂いに配慮する必要あり（ホワイエ、エントランス含む）。

米子市文化ホール（米子市末広町293）

全館（多目的広場含む）

4 予算額

金26,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 再委託の禁止

受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、組織体制を明確にしたうえで発注者と協議の上、第三者に委託することができる。ただし、特段の理由がある場合を除き、再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれていないことを条件とする。

6 「とっとり産業未来フェス」の基本方針

フェスの基本方針を以下のとおりとする。

(1) 目的・ねらい

企業・県民へのPRを主目的に据えて、専門性や志向性の異なる者同士が、交流・体験を通じて、新たな気づきを得られる場を創出し、以下に掲げる内容の実現を図る。

ア 独自技術や先端技術の展示・体験を通じて、企業間連携や産学連携等によるオープンイノベーション創出のきっかけづくりの場とする。

イ 鳥取県内学生や鳥取県内出身で県外在住の学生・若手社会人等の若者（以下「若者」という。）を呼び込み、鳥取県内産業への興味・関心を高め、若者の鳥取県内就職の契機とする。

(2) フェスのコンセプト 「未来の技術・サステナブルな社会」

(3) 企画・出展数 100程度

(4) 企画・出展内容

ものづくりやIT技術に加え、音楽やアート・コンテンツ等の様々な分野を融合させたイベントを開催することで、多くの方が鳥取県内の技術・企業を知る機会とするとともに、地方において触れる機会の少ない未来を感じられる先端技術を体験する機会を提供する。

※なお、上記（1）イに記載している、若者の呼び込みについては、発注者と調整しながら企画していくこと。

(5) その他

(1) の目的・ねらいや、開催曜日の特性も踏まえたうえ、個々の企画は、ビジネス人材や若者・一般県民双方へ訴求できるよう、ターゲットを意識した構成とする。

なお、令和7年4月から始まる大阪・関西万博の機運情勢にも繋げていく。

7 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

8 業務内容

(1) フェス実施計画の作成

フェスの基本方針をもとに、「フェス実施計画」を作成すること。この実施計画は以下のことを満たす計画とすること。

ア 企画・出展内容

- ・1日目と2日目それぞれについて、集客の柱となる企画を実施すること。
- ・企画にあたっては、若者からの意見聴取や学生発イベント、学生ボランティアの活用など、若者を巻き込み、多くの人々が産業への興味を持つような体験・参加型の企画内容を多数盛り込むこと。
- ・メインターゲット層にフェスの魅力を伝えるための視認性の高い統一的なキービジュアルを設定すること。
- ・若者が会場に足を踏み入れやすい雰囲気となるよう工夫すること。
- ・各分野の企画について、フェスのコンセプトの下、統一感のあるものとする。
- ・複数の会場にまたがることを踏まえ、各会場への来場・周遊を促す企画を盛り込むこと。

イ 会場レイアウト計画

- ・分野ごとに一定のスペースを確保すること。ただし、分野ごとのゾーニングは厳密なものである必要なく、個別の企画・出展内容に応じて適切な配置とすることは差し支えない。
- ・会場レイアウト図や企画・展示のイメージ図を作成すること。その際、会場内及び各会場間における来場者の動線（周遊を促すような企画・出展の配置）、ステージイベントにおける出演者控え室や出演者の動線等に配慮すること。
- ・3(2)に記載のある場所に加え、他の場所を活用することは妨げない。ただし、屋外を使用する場合は、雨天・積雪など悪天候への対応を検討すること。

ウ フェス運営計画

運営組織体制図や人員配置計画のほか、関係法令等を踏まえて必要となる各種申請・届出の計画や防災計画などの概要を記載すること。

エ 来場者促進計画

(4)に記載の内容を踏まえた広報活動計画を記載すること。

オ 業務スケジュール

フェスの開催準備から終了に至るまでの一連の業務スケジュールを記載すること。

カ 収支計画

本業務を実施する上での収支計画を作成すること。その際、原則として、本業務は発注者からの委託料の範囲内で実施することとし、原則出展料及び入場料は無料とする。ただし、多数の集客が見込まれ、来場者の参加機会が限定される等により公平性に配慮する必要がある企画については、発注者が適正と認める範囲内で来場者負担を認めることとし、本収入の一部又は全部を本業務に要する費用に充当できるものとする。

なお、経費については、以下の点について、留意すること。

- ・企画提案内容を実施するために必要な経費を算定すること。ただし、3(2)に記載した会場の仮予約までは発注者が行うが、同会場の本予約、会場利用に付随する備品等の予約は受注者

が行うこと。また、会場及び備品の使用料は委託料に含めることとする（参考：3（2）に記載のある会場の使用料は180万円程度を想定している。なお、この金額の中には空調や備品の使用に係る経費を含めていないため、そのことを考慮して本業務に係る経費を積算すること）。

- ・本業務に係る経費を積算する際は、発注者が別途盛り込む企画への対応や、想定外の事象へ対応するための経費として、300万円程度の予備枠を設けておくこと。
- ・出展ブースについて、各出展ブースレイアウトや全体配置は受注者の提案によることとする。また、共通する養生、パネル設営、装飾、電源の設営等は受注者が行うこと。以下に示す基本単位を採用する場合は、基本単位までの設置にかかる備品、装飾の手配等は受注者が行うものとし、原則として出展物の運搬、基本単位以外にかかる、個別の特色を出す装飾等設営や、かかる費用については出展者が負担することとする。

【基本単位】

- ・備品（パネル2枚、長机2台、いす2脚）※パネル1枚分は高さ1.8m×幅0.9m
- ・基本装飾（社名板1枚（幅0.8m×高さ0.2m程度））

（2）運営体制

本業務を代表となって行う者が鳥取県外の拠点に所在する場合、鳥取県内での実施において、鳥取県内業者等と円滑な現場調整・対応が行えるような運営体制とすること。

（3）フェスの開催

- ア 設定したキービジュアルをもとに、フェス実施に必要な会場の装飾や必要な設備・機材等の設営を行うこと（会場全体にかかる装飾、機材の設置、パネル等の備品手配、返却）
- イ 企画・出展内容に関する出演者等の手配・調整など、必要な対応を行うこと。
- ウ 準備、撤収時も含め、フェス全体及び各企画の進行、記録、管理を行うこと。またその際に、必要となる人員を配置すること。（会場周辺の交通整理、来場者の誘導、救護・遺失物その他の緊急対応等を含む。）
- エ 会場内及び会場周辺の衛生状態が保たれるよう、清掃やゴミ収集、処分を適切に行うこと。

（4）広報に関する業務

フェスの実施内容が、企業や若者に対して効果的に情報が届くよう、ポスター・チラシ等のPRツールを作成するとともに、マスメディアを活用した広報や、画像・動画などを効果的に活用したソーシャルメディア等を活用した広報を行うこと。

（5）来場者分析に関する業務

来場者の計測、来場者及び出展者へのアンケート、これら結果の分析を実施すること。

（6）その他付随業務

- ア 受注者が監督する範囲において、必要な連絡、調整、適切な人員配置を行うこと。
- イ 本業務のための資料、情報の収集を必要に応じて行うこと。
- ウ 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項等は、発注者の承認を得るまでは誠意をもって対応することとし、随時の打合せが実施可能な体制を整えること。
- エ 本業務を円滑に進めるために、発注者からの求めに応じて、関係機関への説明や情報共有を適切に行うこと。

9 適用除外

8の業務内容に関して、IT 先端技術分野の企画・運営については、別途委託契約により実施するため、受注者が実施する業務内容から除外するものとする。その際、受注者と別途委託契約による業務との役割分担は、概ね次のとおりするが、両者が円滑に連携を進められるよう、発注者と調整を図ること。

【役割分担】

別途委託契約における業務では、主に、IT 先端技術分野の企画・出展内容について、検討・決定・手配・調整を行い、これらの費用について別途委託契約において負担するが、フェス全体に共通して必要となる、広報や会場施設・備品の利用、会場の設営・撤収、またこれらの管理については、経費負担含め受注者が一元的に行うものとする。

出展ブース設営について、会場施設との契約が必要な備品の手配、会場内での分配、終了後の施設への返却は受注者が行うものとし、各ブース内での設営及びこれに関する費用の負担は別途委託団体が行うものとする。

10 情報等の取扱

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。なお、本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 受注者は、本業務を行うために発注者から貸与された情報等を滅失、改ざん及び破損してはならない。
- (3) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下特記事項という。）を遵守しなければならない。
- (4) 受注者は、5の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受注者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

11 損害賠償

受注者は、その責めに帰する事由により、本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

12 実施報告書の提出及び検査

受注者は、本業務の完了後10日以内に発注者に業務完了報告書を提出し、発注者の検査を受けるものとする。なお、業務完了報告書には、成果物として、次のものを提出すること。また、これら提出物について、受注者は、発注者による二次利用を承諾するものとする。

- ・ 広報に用いた制作物
- ・ アンケートの集計・分析結果

13 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。なお、本業務の実施に当たり、作業に重大な影響のない変更は、発注者の指示により行うものとし、この場合における契約金額は、変更しないものとする。